消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 270,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,052,330 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		令和3年度 当初予算 措置額	財 源 内 訳				
			特定財源 一般財源				財 源
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	138,562	15,238		4,044		119,280
	障害者福祉事業	640,283	455,602		2,000		182,681
	高齢者福祉事業	79,868	641		13,782		65,445
	児童福祉事業	1,396,534	625,888		84,033	215,286	471,327
	小計	2,255,247	1,097,369	0	103,859	215,286	838,733
社会保険	国民健康保険事業	235,767	123,939			16,957	94,871
	介護保険事業	435,466	18,796		1	23,776	392,893
	後期高齢者医療事業	392,904	60,589			13,981	318,334
	小 計	1,064,137	203,324	0	1	54,714	806,098
保健衛生	保健衛生事業	607,586	105		11,377		596,104
	予防事業	71,402	2,374		1,536		67,492
	母子保健事業	21,057	6,284		14		14,759
	健康増進事業	32,901	1,521		115		31,265
	小計	732,946	10,284	0	13,042	0	709,620
合 計		4,052,330	1,310,977	0	116,902	270,000	2,354,451

〇引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてるものです。

[○]社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金·医療及び介護の社会保障給付並びに、 少子化に対処するための施策に要する経費です。

[○]充当については、事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。